

事務事業名	市債管理事務				担当	総務部 企画課 財政係		
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり			増補版施策名			
施策名	4	健全な財政運営			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和29年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	地方自治法 地方財政法 真岡市財務規則							
予算科目	1. 一般会計	2. 総務費	1. 総務管理費	6. 企画費				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 市債予算額に基づき、市債の発行を行い、市債償還予算額に基づき、市債の償還を行う。なお、本事務の直接の対象は一般会計の市債であり、特別会計管理担当部署との連絡調整等の事務を行う。 単年度に多額の財源を必要とする事業について、市債の発行により所要資金を調達し事業の円滑な執行が確保できると共に、その財政負担を元利金の償還という形で後年度に平準化することができる。 市債の元利償還金に後年度の税収入を充てることにより、将来便益を受ける住民との間で世代間の公平を保つことができる。 市債の発行は、地方税、地方交付税等一般財源の不足を補完する機能がある。 							

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 29年度実績 実施計画・予算に基づく起債の集約 起債計画書提出 起債変更計画書提出 起債協議申請 市債発行（借入） 市債台帳作成、起債償還年次表作成 元利金償還 30年度計画 同上	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	市債発行件数	件	21	16	19	26	24
イ	市債償還件数	件	353	327	314	304	303
ウ							
エ							
オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 ・市債	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	市債予算額	千円	2,203,500	2,357,100	2,286,000	3,003,200	2,832,400
イ	市債償還予算額	千円	2,224,380	2,285,972	2,564,558	2,696,112	2,650,567
ウ							
エ							
オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・市債の発行・市債の償還	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	市債決算額	千円	2,777,200	2,186,400	1,995,300	2,909,500	
イ	市債償還決算額	千円	2,224,380	2,285,971	2,323,771	2,457,968	
ウ	市債残高	千円	24,681,820	24,532,249	24,253,778	24,705,310	
エ							
オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・適切な財政運営	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
ア	公債費比率	%	6.5	7.0	7.0		
イ	実質公債費比率	%	5.9	5.3	5.1		
ウ							
エ							
オ							

(2) 総事業費の推移		単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳					
		国庫支出金	千円	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	0	0	0	0	
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	120	120	120	120
		人件費計(B)	千円	507	503	498	498
トータルコスト(A)+(B)		千円	507	503	498	498	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・財源の確保と世代間の負担の公平さを確保するため市債を発行し、償還を行っている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度からミニ公募債(コットン債)の発行 平成18年度から許可制より協議制に、証券発行市債について登録制度から振替制度に移行 平成26年度をもってミニ公募債(コットン債)の発行を終了
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	